

前回定例会(平成 17 年 8 月 3 日)以降の行政の動き

平成 17 年 9 月 7 日

新 潟 県

1 安全協定に基づく状況確認等

8月9日(水) 月例状況確認 県、柏崎市、刈羽村

<確認内容>

- ・ 1～7号機運転保守状況等について
- ・ 不適合管理状況の概要(6、7月分)について

9月4日(日) 状況確認と申し入れ 県

<確認内容>

- ・ 1号機の二重扉同時開放事象の発生状況について

<申し入れ事項>

- ・ 作業の品質管理の徹底

2 安全協定の改定について

県、柏崎市及び刈羽村は、東京電力と安全協定を締結し、発電所の安全確保対策等を実施していますが、この度、4者合意のもとで8月22日に安全協定を改定しました。

<改定の要旨>

品質保証活動の充実(第1条)

発電所の品質保証活動について、より積極的に作業の質を高めるため、第三者機関による評価制度を導入するよう明記しました。

原子炉の運転停止要求の明文化(第13条)

「適切な措置の要求」に由来から当事者間の共通認識とされていた「原子炉の運転停止」を含むことを明記しました。また、「適切な措置の要求」に基づいて停止した原子炉の運転を再開する場合、事前協議を行うことを明記しました。

3 発電所における運転・管理面の更なる品質向上を要請

7月3日に発生した柏崎刈羽原子力発電所5号機復水器真空度低下に伴う原子炉自動停止を受け、県は、当該事象の原因と対策等に関する報告を求めるとともに、発電所全体における品質向上に向けての対策を要請しました。

また、8月10日に、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の臨時会を開催し、柏崎市、刈羽村とともに委員からのご意見を伺いました。

これらを踏まえ、8月19日、柏崎刈羽原子力発電所長は、運転・管理面の更なる品質向上に向け、次の取り組みをまとめた報告書を県に提出しました。

- ・ プラント停止時の運転員のサポート強化
- ・ プラント起動・停止を対象とした訓練の充実
- ・ 運転員としての心得等の充実
- ・ 運転手順書類の確実な改訂

4 環境監視評価会議の開催について

8月31日、新潟市の自治会館で第43回原子力発電所周辺環境監視評価会議が開催され、平成16年度の環境放射線監視及び温排水等漁業調査結果の評価について審議が行われました。評価の骨子は次のとおりです。

環境放射線：平成16年度に実施した発電所周辺の環境放射線監視調査からは、発電所からの影響は認められなかった。

温排水：平成16年度において実施した温排水等漁業調査結果によると、温排水と思われる水温上昇域は、南放水口から最大17.7kmの範囲であった。また、物理的および生物的環境調査結果を過去と比較して見ると、特異な傾向は認められなかった。

< 参 考 >

新旧対照表

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の一部改正

新	旧
<p>第1条（略）</p> <p>2 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階における<u>請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に</u>行うとともに、<u>丙の活動の第三者機関による評価制度の確立に努めるものとする。</u></p> <p>第2条から第12条（略）</p> <p>第13条 甲又は乙は、第9条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙に対し<u>原子炉の運転停止を含む適切な措置を講ずることを求めるものとする。</u>ただし、特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。 なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 丙は、<u>第1項の規定に基づき原子炉の運転を停止した場合において、原子炉の運転を再開するときは、事前に甲に協議するものとする。</u> なお、<u>当該協議を受けた場合において、甲及び乙は十分協議し、甲の名においてその結果を丙に通知するものとする。</u></p> <p>第14条～第17条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>2 丙は、原子力発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階に<u>わたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に</u>行うものとする。</p> <p>第2条から第12条（略）</p> <p>第13条 甲又は乙は、第9条の規定に基づく立入調査等の結果、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、国を通じ、丙に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要と認めるときは、直接丙にこれを求めることができるものとする。 なお、この措置要求にあたっては、甲及び乙は十分協議し、甲の名において行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（加える）</p> <p>第14条～第17条（略）</p>